

〔その他〕

## 新型コロナウイルス感染症に対する三重県立看護大学の取り組み (第3報)

— リスク管理の観点から (2021年4月~2022年3月) —

### Strategies to Coronavirus disease 2019 at Mie Prefectural College of Nursing (3rd Report) — from perspective of risk management (from April 2021 to March 2022) —

2021年度三重県立看護大学リスク管理委員会

中西 貴美子<sup>1)</sup> 菱沼 典子<sup>1)</sup> 笠谷 昇<sup>1)</sup> 林 辰弥<sup>1)</sup> 永見 桂子<sup>1)</sup>  
出井 隆裕<sup>1)</sup> 玉田 朋紀<sup>1)</sup> 山中 大<sup>1)</sup> 大田 浩<sup>1)</sup> 大森 聖子<sup>1)</sup>

#### 【要 旨】

新型コロナウイルス感染症に対する2020年2月から2021年3月までの本学の取り組みについては、これまでに本学紀要特別号において第1報、第2報として報告している。2021年度に入っても感染拡大はなお収まらず、感染拡大防止を継続しながら、学修機会を確保するという大学の取り組みは続いている。本稿では、2021年度の取り組みについて、リスク管理の観点から、特に新しい取り組みを中心に整理した。

【キーワード】 新型コロナウイルス感染症 大学 リスク管理 教育の継続 ワクチン接種

#### I. はじめに

2020年1月下旬から始まった新型コロナウイルス感染症の大流行に伴う大学での取り組みについて、われわれはこれまでに「新型コロナウイルス感染症に対する三重県立大学の取り組み (第1報) — リスク管理の観点から (2020年2月~6月)<sup>1)</sup> および「同 (第2報) — (2020年7月~2021年3月)<sup>2)</sup> として報告した。

2021年4月以降、新型コロナウイルス感染症は拡大と縮小を繰り返し、2022年に入っても収束していない。2021年3月からの感染拡大は第4波といわれ、県内では新規陽性患者数は最大72名となった。この時、本学で初めて感染者が出た。この第4波はそれまで主流だったウイルス (α株) が変異ウイルスに置き換わり大流行となったといわれている。その後、6月末に第4波は収束したが、新たに変異したデルタ株に置き換わることによって再度拡大し7月ごろから第5波といわれる感染拡大がみられた。この時県内の新規

陽性患者数は最大515名にのぼり、感染力が強いことがうかがわれた。また、第5波では、4月から始まったワクチン接種が高齢者を中心に全国で進み、50代以下の中老年、若年層の感染が多くみられた。この時夏季休暇中の学生に感染者が出ている。10月末でいったん収まっていた感染であるが、2022年1月より新たなオミクロン株による感染が大流行して第6波といわれている。オミクロン株は、倍加時間と潜伏期間が短縮しているため感染拡大の速度が速く、県内では2月には最大1,013名の新規陽性患者数となった (発生状況については、三重県ホームページ内「新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について」等を参照)。その後、3月まで新規陽性患者数が300名前後で推移しており、本学でも1~3月の間に10名以上の感染者が出ている。

この間、文部科学省高等教育局からは、新型コロナウイルス感染症の影響下における各大学等の学校運営

1) Kimiko NAKANISHI, Michiko HISHINUMA, Noboru KASATANI, Tatsuya HAYASHI, Keiko NAGAMI, Takahiro DEI, Tomonori TAMADA, Dai YAMANAKA, Hiroshi OOTA, Satoko OOMORI : 三重県立看護大学

について、それぞれの時期における感染の状況等を踏まえ、授業の実施や同感染症への対応に係る留意事項等が、2021年度に入っても累次通知され、引き続き「学生の学修機会の確保と感染症対策の徹底の両立を図る」ことが示された<sup>3)</sup>。また、臨地実習については、2021年2月28日の通知<sup>4)</sup>により示された「新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じた場合、変わり得る学修の実施により必要な単位等を履修して卒業（修了）した者は、従来通り、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が得られる」という方針が2021年度も継続され、実習施設の状況により、学内演習を弾力的に取り入れて学修の機会を確保した。2022年3月の時点まで、学外での感染による感染者はあったが、学内での感染はなく経過している。

本稿では、第2報に続く2021年度末まで（2021年4月～2022年3月）の本学の取り組みについて報告する。

## II. カリキュラム運用等、学事について方法

### 1. 時間割および授業の調整

カリキュラムの運用について、基本的には昨年度から実施している対策を継続し、国や県の注意喚起や実際の学内感染者の状況によって、その都度、追加修正をして対応した。

時間割は昨年度に引き続き2限目（10：40）からの開始とし、通学時の公共交通機関の混雑を避けた。また、学内での密集を緩和するため、食堂および学生ホールの昼食での使用は引き続き禁止し、学生の教室移動を最低限にするため、学年ごとにできるだけ教室が固定した時間割となるよう修正し学生に周知した。

新年度に入り、第4波の影響が続いている中、濃厚接触者やPCR検査陽性者が出はじめ、また大学周辺地域（大阪府、愛知県）に緊急事態宣言が発出され該当地域から通学している学生は自宅待機にならざるを得ない状況となった。昨年度よりオンライン対応は行っていたが、多くの講義で対面授業との併用（ハイブリット方式）をするには、操作に習熟した事務職員による支援体制がとれなくなることが予想された。そのため、学内教員に対して、教室の機器の取り扱いやMicrosoft Teamsの操作について説明会を実施した。これにより、事務職員は非常勤講師の講義の支援に集中できるようになった。また、オンライン対応に不慣

れな1年生の講義では通信トラブルなどが多かったため、必要に応じて教員間での支援を促した。

第4波の感染拡大は前期開始早々の時期であったため、オンラインでは十分対応できない演習等については、後半（7月）と内容を差し替えるなどして調整し、調整できない場合には試験期間までに補講を実施するなどの対応を行った。以上のように、自宅待機期間があっても必修科目の学修について保証できるよう体制を整えた。

6月20日に緊急事態宣言が解除されて以降、対面授業を継続することができていたが、2022年に入り、1月に成人式等の行事に伴う感染拡大がみられ、学内でも感染者が出たこと、主流となったオミクロン株ウイルスは非常に感染力が強かったことから、後期試験までの約2週間を自宅待機期間とした。学年ごとに対応し、2年生および1年生が対象となった。この間はオンライン授業とした。一部、対面にした定期試験期間へずれ込む科目があったが、後期の教務日程を終えることができた。

大学院については、昨年度から年間を通してオンライン授業を基本としており、支障なく予定通りの教務日程で進めることができた。

### 2. オンラインでの大学祭の試み

6月に実施している大学祭について、昨年度は学生と検討の上、舞台でのパフォーマンスや出店など学外者を呼んで行う例年通りの内容では行うことができないと判断し中止としていた。様々な行事が中止となる中、今年度は感染状況が落ち着かない状況であっても開催できる方法がないか、年度初めから模索した。1、2年生の有志の学祭委員を中心に、学生委員会関係の教職員が協力し、オンラインでできる大学祭の企画を計画した。初めての試みで、開催日は少し延期になり7月となったが無事に開催することができた。内容として事前に学生や教員に対して調査した「みかん大あるある」の結果をまとめて発表したり、それに関するインタビューの動画を挿入したり、最後はオンラインでつながっている学生全員のビンゴ大会となり、プログラム全体で100名以上の学生が参加した。

今回の大学祭の実施は、大学祭を続けたいという学生の意思を確認することで、また、従来の形にこだわらない大学祭のあり方のひとつを経験できたことで、

今後の大学祭運営により影響を与えることができたと思われる。

### 3. 定期試験の実施

前期の定期試験は、感染状況が落ち着いており、これまでの感染対策を継続することで、例年に準じて実施することができた。

後期の定期試験について、昨年は遠隔試験を一部導入して実施したが、学生のweb環境の確保など課題が充分解決していない状況であり、すべて対面での試験実施とした。そのため、前述したように自宅待機期間を設けるとともに、濃厚接触者や体調不良等により、試験を欠席した学生を対象にした追試験期間を新たに設けた。実際には、濃厚接触した場合の自宅待機期間を考慮して、従来の日程より後ろにずらした追試験期間を設定した。対象となったのは1、2年生合わせて5名であった。その中で、不合格になった学生に対しては、新型コロナウイルス感染拡大状況下における特別措置として再試験を実施した。以上のような対応で、後期のすべての試験科目について、事前に設けた試験期間内で実施することができた。

### 4. 臨地実習に関する対応

2021年度の臨地実習は、昨年度からの「うつらない、うつさない」を基本とした感染対策を継続し、実習施設と連携を取ることで、おおむね臨地で実施することができた(表1～3参照)。

具体的な感染対策は、昨年度まとめた「臨地実習の実施に対する新型コロナウイルス感染症対策」を見直し、年度初めに学生や教職員に周知した。内容は、実

表1 2021年度看護総合実習の実際  
(5月17日～6月4日)

領域	臨地	学内*
実践基盤看護学	○	○
小児看護学	○	○
成人(急性)看護学	○	
成人(慢性)看護学	○	○
母性看護学	○	○
老年看護学	○	
精神看護学	○	○
在宅看護学	○	
公衆衛生看護学	○	○

表2 2021年度基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱの実際

科目	臨地	学内*
基礎看護学実習Ⅱ (8月24日～10月1日)	○	
基礎看護学実習Ⅰ (10月19日～12月4日)	○	

表3 2021年度領域別看護学実習の実際  
(2021年9月21日～2022年3月4日)

科目	臨地	学内*
小児看護学	○	○
成人(急性)看護学	○	
成人(慢性)看護学	○	○
母性看護学	○	
老年看護学	○	
精神看護学	○	
在宅看護学	○	○
公衆衛生看護学	○	○

習開始2週間前および実習期間中の課外活動・アルバイトの禁止と、「Covid-19感染予防用『健康・リスク行動チェック表』」を活用した学生自身による健康状態・感染リスク行動のチェック、発熱等症状出現時の対応等である。看護総合実習等それぞれの実習開始2週間前には、その都度、対象学生にメール等で改めて感染予防行動について注意喚起をおこなった。またそれぞれの実習施設が求める感染予防行動(県外移動禁止等)について対象学生に明示し、できるだけ臨地で実習することが可能となるように環境を整えた。コロナ禍において新人看護師教育に苦慮していた各施設では、基礎教育における臨地実習の経験の重要性が再認識され、臨地での実習が実現できるよう多くの協力を得ることができた。そのように協力を得られていたものの、第4波、第5波と感染拡大が押し寄せている中での実習に関しては、患者との直接の接触をひかえたり、またPCR検査の結果を求められる施設もあった。このように実習施設に求められるPCR検査の費用に関しては、大学の緊急支援事業として「実習支援給付金(PCR検査費用)」を設け、3月までに38件の支援を行った。

年度末には、昨年に引き続きFD活動の一環として研究・教育コロキウムにおいて『令和3年度臨地実習

の状況と課題』をテーマに各看護学領域の教員が発表を行い、情報を共有した。制限がある中での実習の工夫を共有できたということだけでなく、各領域の実習状況や内容を知ることができる機会となり有意義であったという反応を多くの教員から得ることができた。

## 5. 2022年度入学者選抜に係る対応

入学者選抜について、昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染症に関して受験生が不利にならないように配慮した。具体策は入試委員会を中心に検討したが、昨年度の実施に問題はなかったため、ほぼ昨年通りの対応とし、追試日の設定、当日の受験生の感染対策、試験室の環境の整備等などを実施した。後期日程に追試者が数名あったが、設定した追試日に受験することができ、年度内に新入生は決定した。

## 6. 卒業式・修了式

令和3年度看護学部卒業証書・学位記授与式および大学院看護学研究科後期修了証書・学位記授与式は、昨年と同様に規模を縮小し、保護者や来賓は招かない形で挙行了した。

保護者が式に参加できない年が続くことへの対策として、今年度は、式の様子をYou Tubeでライブ配信することとした。配信の対象は学生の保護者および学内関係者のみとし、保護者へは学生から連絡することとした。学生へは保護者以外の学外者へ拡散しないようにするなど、URLの取り扱いは慎重に行うよう注意を促した。式当日の同時視聴者は50名ほどで、式後も1週間程度視聴可能としたため、予想以上の視聴者数となった。ライブ配信では、式に参加する卒業生の表情などが映し出され、今後の継続を希望する声が多く聞かれ好評を得た。今後については、学生や保護者などの要望を聞くなど継続を検討予定である。

## Ⅲ. 学内における感染対策

### 1. 「新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応について」Ver. 4~6について

大学全体の感染対策については、引き続きリスク管理委員会が決定し、「新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応について」（以下covid基本対策）の文書を都度追加・修正して通知し、大学全体で統一した対応ができるようにした。感染対策は、地域の拡大状

況とそれに沿った県の方針に対応するだけでなく、具体的に感染しやすい状況など、明らかになってきた情報を取り入れた。

感染拡大により、通学時の感染への不安などから、オンライン授業を希望する学生がみられるようになったため、一時、学生からの申請により希望を受け入れていたが、状況を整理後、三重県に緊急事態宣言が発出されたときのみ、すべてオンラインに切り替えることとし、それ以外は対面授業を行うことを基本とした。オンライン授業の対象となるのは、濃厚接触者およびその接触者など大学が自宅待機を要請した者、緊急事態宣言の対象地域から通学する者とした（Ver.5）。学生に対しては、学内の感染対策を徹底すること（特に昼食時など常に濃厚接触しない行動をとることなど）と、正しい感染の知識を身に着けるよう情報提供を行うことで、不安の軽減を図った。学生に説明する際には、医療従事者を目指す者として、どのような発言や行動をとればよいのか考え、自分の行動に責任を持つことを必ず伝えるようにした。

また、Ver.5では保健所による濃厚接触者の特定にタイムラグがあったり、PCR検査の実施がすぐにはできない場合にも対応できるように、感染が疑わしい場合の対応をわかりやすく整理した。すなわち、①感染症と判断された学生は、出校が可能となるまでの授業について、代替措置（遠隔授業等）を行う。②保健所から濃厚接触者と特定された学生は、濃厚接触した日の翌日から14日間、自宅待機とする。自宅待機の期間中は代替措置（遠隔授業等）を行う。③濃厚接触者と特定された学生（保健所からPCR検査が必要とされた者）と濃厚接触があったと思われる学生（接触者）は、大学で特定し、濃厚接触者のPCR検査が出るまでは自宅待機をする。濃厚接触者のPCRが陰性であれば、以後通常授業となる。それまでは代替措置（遠隔授業等）を行う。

3年生の領域実習が始まる後期には、全国的に感染拡大が収束する状況でないことを踏まえ、実習における対策を整理し、三重県に緊急事態宣言が発出された場合、講義・演習をオンラインに切り替えることは継続するが、臨地実習については、実習先の状況が許せば臨地における実習を継続するものとし、学内に変更した場合も同様とした（Ver.5.2）。これにより臨地での実習ができるだけ実施できるよう体制を整えた。

表4 学生への注意喚起（2021年4月～2022年3月）

発出年月日	件名
4月1日	令和3年度前期の学生生活に関する注意について
4月23日	新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応について (Ver.4)
4月26日	臨地実習の実施に対する新型コロナウイルス感染症対策
4月28日	新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応について (Ver.5)
5月28日	「令和3年度前期学生生活に関する注意喚起」の修正について
7月1日	(教職員) Ver.5.1
7月30日	夏期休暇中の学生生活に関する注意について
8月17日	(教職員) Ver.5.2
8月19日	夏期休暇中の課外活動に係る取り扱いの変更について
10月1日	令和3年度後期の学生生活に関する注意について
12月24日	冬期休業期間中の学生生活に関する注意について
1月21日	サークル等課外活動の取り扱いの変更について
3月25日	(教職員) Ver.6

年明けの1月後半からはオミクロン株による感染が拡大し、その感染の特徴から、待機期間を14日間から7日間へと短縮した (Ver.6)。期間短縮以降に、定期試験期間となったが、前述したとおり、年度内の評価に支障なく終了した。

## 2. 学生への注意喚起

学生への注意喚起は、メールや掲示を中心に、講義開始時や長期休暇前などに行った (表4)。これまでの感染拡大の様相から、多くの人が動く時期の後に拡大することがわかってきていたため、休暇の前には、メールだけでなく、講義前後の時間を使って、教務担当教員が直接対面で学生に呼び掛けた。休暇中、連絡、相談先に迷うことがないように、口頭だけでなくメールでも連絡先を明記し、学生が相談しやすいような体制を整えた。また、大学においては、他大学との課外活動による感染がみられていたため、感染状況 (県内の発令等) を踏まえてこまめに課外活動の取り扱いの変更を行い、周知した。学生の学内での行動については、教職員全員で注意を促すよう、協力を要請した。

## IV. ワクチン接種の実施および協力

### 1. 医療関係者枠での学内接種

#### 1) 学内接種の準備

新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、2021年の2月から医療従事者、4月から高齢者の接種

が始まった。看護学生は医療従事者に準じた扱いとなり、実習に出る県立病院から接種の必要性を認められ、その病院の枠で本学学生も対象となった。窓口となる県と調整した結果、ワクチンの供給量および時期等の関係で、最終的には3・4年生と教職員、あわせて260名分が対象となった。

ワクチン接種を実施する場所について県立病院か本学かで実施する際の課題を出し合い、調整を行った。病院で実施する場合はできるだけ診療に支障が来さないようにすること、大学で実施する場合は、アナフィラキシーショック等の副反応への対応 (救急対応を含む) やワクチン移動に係る安全性の問題などが考えられた。数回の意見交換後、病院の感染対策の担当者 (薬剤師) に、大学で行う場合に実施場所として想定される実習室を中心とした施設を実際に確認してもらった結果、施設的な問題はなく、看護系の教員の協力が得られる大学での接種を行う予定で準備を進めた。

病院からは、感染対策担当者1名と内科医師1名 (外来診療後16時ごろから) が派遣され、接種日は一時的に大学を病院の出張施設として届出を行なった。副反応対応のための解熱剤の処方や払い出し、ワクチン接種記録等の事務処理は病院が担当し、接種当日のワクチン接種、副反応の観察、予診票と接種記録の確認等は大学で担当した。

学生へはワクチン接種およびその後の副反応について事前に説明し、接種の希望を確認した。ワクチン接

種の有無が今後の実習や就職等に影響を与える可能性などを情報を提供した上で、ワクチンを接種することは強制ではないことを伝え、幼少期のワクチン接種時の副反応やアレルギーの既往など保護者に確認し相談できるよう、週末を挟んだ2週間後を最終回答日とした。学生の希望をもとに名簿を作成し、接種予定者とした。最終的に9割以上の学生が希望した。

教職員は基本的に全員が協力する体制とし、予診票確認担当、誘導担当、薬液準備担当、接種者、接種後の観察担当、急性の副反応対応者、ワクチン記録担当者のそれぞれの役割について、分野ごとに割り当て、詳細な手順はそれぞれに委任した。実際にスキルが必要な接種者および急性の副反応対応者は候補者に確認後、指名とした。

## 2) 学内接種の実際

接種当日、学生は学年ごとに時間差で講義室に集合し、接種実施の最終確認と予診票の記載確認を行ったのち、医師の到着を待って接種会場である実習室に数名ずつ誘導した。実習室入室時に再度予診票を確認し、診察ブースに誘導、医師の診察が終了した学生から、ワクチン接種を行った。接種ブースは4か所用意し、空いているブースに次々誘導した。実習室に入ってから、人の流れが停滞しないように、講義室担当の教員と実習室担当が連絡を取り合った。薬液の吸い上げは開始2時間ほど前から4名で開始し、接種が滞ることはなかった。観察場所は、通常観察時間でよい学生とは別に要観察の学生にはベッドのある別室を用意し、急性の副反応の観察が確実にできるようにした。学生には必要な時間観察した後、予診票と接種記録を提出、自宅に直帰するよう促した。また、学外へ出るまでの通路は、接種前の学生と交差しない経路を設定した。教職員は、学生の合間に接種し、開始から約2時間で予定していた約250名の接種を終えることができた。アナフィラキシーショックなどの急性期の副反応はなかったが、翌日に高熱が出たり、消化器症状が出現した学生が数名あった。

今回の学内接種では、教職員全員が積極的に協力体制をとることで、短時間でスムーズにワクチン接種が進められ、6月末に2回目を終えることができた。

## 2. 職域接種

1、2年生のワクチン接種について、医療者枠でのワクチンの確保ができなかったため、すぐには接種のめどが立たず、学生へ接種券が届いた場合には、各自接種を行うよう周知していた。その後、近隣の大学から合同で職域接種を実施したいという申し入れがあり、接種場所や方法等数回にわたって調整した結果、本学からは、薬液の吸い上げ準備と接種を行う教員を派遣し、本学の1、2年生の接種希望者について予診票や接種記録の準備と誘導を行うことで協力することとなった。ワクチンの確保ができた9月から接種を開始し、本学学生は希望した学生（それぞれの学年で約半数）に接種を行った。残りの約半数は、接種券を使って接種を行っている。職域接種において、本学教職員のべ34名69回（半日単位でカウント）の協力が得られた。

## 3. 学外への協力

学内接種および職域接種の他に県市町から集団接種への協力要請があった。要請の都度、教員へ通知し協力者を募った。その際、協力した場合のサービスの取り扱いについて明示し、本務に支障がないよう配慮した。6～7月実施された県市町集団接種には、のべ9名の教員が45回、3月に実施された県営集団接種は、2名の教員が8回の協力を行った。

## V. コロナ後の大学教育

2022年に入り、新型コロナウイルス感染の拡大が始まり2年が過ぎようとしている。2021年度は昨年の経験から、これまで行ってきた具体的な対策に追加・修正を加え、感染状況の変化等に対応してきた。

これまでの2年の経験から今後の大学教育について、いくつかの示唆が得られた。具体的には、IT (Information Technology) を取り入れることによる教育の質向上の可能性、また、実際に看護の対象と向き合うことができる実習の重要性などである。今後もこの経験を活かせるよう継続して検討し改善していきたい。

## 【文献】

- 1) 菱沼典子, 笠谷昇, 小松美砂他: 新型コロナウイルス感染症に対する三重県立大学の取り組み (第1報)ーリスク管理の観点から (2020年2月～6月)ー,

三重県立看護大学紀要，特別号，1-12，2020.

- 2) 小松美砂，菱沼典子他：新型コロナウイルス感染症に対する三重県立看護大学の取り組み（第2報）ーリスク管理の観点から（2020年7月～2021年3月）ー，三重県立看護大学紀要，特別号，10-24，2021.
- 3) 文部科学省高等教育局：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（令和3

年4月5日付），[https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt\\_kouhou01-000007001\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt_kouhou01-000007001_1.pdf)

- 4) 文部科学省高等教育局，厚生労働省医政局他：新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（令和2年2月28日付），[https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

## 資料1 臨地実習の実施に対する新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) 対策

三重県立看護大学

教務委員会・リスク管理委員会

令和3年4月26日

令和2年度6月に「令和2年度 今後の臨地実習の実施に関する感染対策」を策定し、「うつらない、うつさない」を基本とし、全ての人々を新型コロナウイルス感染の不顕性感染者であると想定し、出来得る限りの感染予防対策を取った上で臨地実習を実施している。新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、これを基本として臨地実習における感染症対策を継続して実施する。

大学は、学生自身が新型コロナウイルス感染者または不顕性感染者と仮定し、実習施設の運営に支障を生じさせないようにできる限りの感染予防対策を行う。また、実習施設においても、施設内感染予防対策の対象者に学生を加えて、学生の感染予防に共に取り組めるよう、願います。

感染予防策をとったうえでもなお、感染リスクが高くなった場合や、感染が発生した場合は、実習の中断や中止もあることを、了解いただきたい。

この感染症対策は、先に策定した「今後の臨地実習の実施に関する感染対策」を基本に作成しているが、新型コロナウイルスの感染状況等によって随時変更する。

### 1. 大学で行う感染予防対策

#### 1) 学生の健康状態チェックと感染リスク行動の回避

##### (1) 学生自身による健康状態・感染リスク行動のチェック

- ・学生は、実習開始2週間前および実習期間中の毎日、健康状態および感染リスク行動について、毎朝家を出る前までにチェックする。
- ・チェックには、原則として「Covid-19 感染予防用『健康・リスク行動チェック表』(実習開始前)」または、「同表 (実習期間中)」を用いる。
  - \* 「Covid-19 感染予防用『健康・リスク行動チェック表』(実習開始前)」の配布・使用については、各実習担当者の指示に従う。

##### ①健康状態および感染リスク行動のチェック

- ・「健康・リスク行動チェック表」の項目に従って、「健康状態」として体温・諸症状の有無を実習2週間前から毎日チェックする。
  - \*37.5 度以上を発熱の基準とするが、これ以上であった場合でも基準とする体温を過去の「健康・リスク行動チェック表」等により説明できれば良いものとする。
  - \*原因が明確な症状の場合（偏頭痛、生理痛、アレルギー性鼻炎など）で、自己管理ができている症状についてはその旨をチェック表に記入する。この場合については実習参加を可とする。
- ・「健康・リスク行動チェック表」の項目に従って、「感染リスク行動」として人が密集し、換気が不十分な環境への5分以上の滞在の有無を毎日チェックする。密集場所等への滞在が「有」の場合の滞在場所を具体的（公共交通機関、飲食店など）に記入し、その際に実施した感染予防対策（マスク、手指消毒、会話自粛）についてチェックする。
- ・実習開始後も、「健康状態」および「感染リスク行動」のチェックを毎日実施する。
  - \*看護総合実習および助産実習（4年生）、領域別看護学実習および公衆衛生看護学実習（3年生）、基礎看護学実習Ⅱ（2年生）、基礎看護学実習Ⅰ（1年生）の各実習初日の2週間前か



らチェックが必要となる。期間中、土日祝日など2週間以内の中断がある場合も継続して健康状態のチェックを行う。

\*領域別看護学実習および公衆衛生看護学実習（3年生）については、長期間に及ぶことから「健康・リスク行動チェック表」用のフラットファイルを大学から提供する。その他の看護学実習については紛失がないように学生の実習記録等のファイルに綴じて管理する。

## ②健康状態・感染リスク行動の申告と相談

- ・記入した「健康・リスク行動チェック表」については、実習担当教員または担当臨地実習指導者に提出して確認を受け、確認を受けたことより申告したものとする。  
\*各実習初日には、それまでの2週間分のチェック表と当日のチェック表を提出する。
- ・「健康・リスク行動チェック表」を忘れてきた場合は、その日の実習はできないものとする。
- ・「健康・リスク行動チェック表」の記入、提出、保管などの取り扱いの詳細は、「健康・リスク行動チェック表（実習開始前）」と「同表（実習期間中）」に記載する。
- ・実習開始まで、または実習期間中に健康状態や感染リスク行動において臨地実習出席の可否について疑問がある学生は、メールで実習担当教員に相談する。

## (2) 実習担当教員等による健康状態・感染リスク行動の確認

- ・実習担当教員または臨地実習指導者（担当教員等）は、学生から提示された「健康・リスク行動チェック表」を確認し、必要に応じて近医受診や自宅待機の指示を行う。メールでの問い合わせに対しても、症状や感染リスク行動の有無等を確認し同様の指示を行う。

### ①実習2週間前の申告確認

- ・「健康・リスク行動チェック表（実習開始前）」については、実習初日に当該実習1クール目の担当教員等が確認する。

### ②実習開始後の申告確認

- ・実習開始後は、学生が記入した「健康・リスク行動チェック表（実習期間中）」を当該領域の実習担当教員等が毎朝確認する。
- ・当該実習クールが終了後の土・日等の臨地に行かない日の申告確認については、次クールの担当教員が行う。  
\*基礎看護学実習Ⅰについても、同様の扱いとする。

## 2) 発熱等の症状がある学生への対応

### (1) 健康状態・感染リスク行動のチェックで「有」がある学生の行動

#### ①実習開始2週間前まで

- ・「健康・リスク行動チェック表（実習開始前）」等により、発熱等の症状があった学生は、「新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策及び対応について」に従い、教務学生課にメール等で報告し、近医に受診する。  
\*近医には直接受診せず、電話連絡の後に受診する。なお、受診先に迷う場合には、最寄りの「受診・相談センター」に連絡する。

#### ②実習期間中

- ・「健康・リスク行動チェック表（実習期間中）」により発熱等の症状があった学生は、臨地に向かず自宅待機とし、実習担当教員及び教務学生課にメールで連絡後、近医に受診する。

### ③受診後の学生の行動

- ・近医等に受診した結果を実習開始前であれば教務学生課に、実習期間中であれば実習担当教員および教務学生課にメールまたは電話で報告する。
- ＊近医等を受診し、PCR 検査をしていなくても、医師が実習可とした場合は実習できるものとする。  
また、医師の判断がつかない場合は、発症から 4 日間または、発熱等の症状が消失してから 2 日間を自宅待機とする。

### (2) 申告確認時に症状が確認された学生への対応

- ・事前に症状の報告がなく、実習施設において「健康・リスク行動チェック表」で発熱等の症状が確認された場合、または実習開始後に症状が出現した場合には、当該学生の実習参加を中止とし、実習施設内での感染症外来、または近医を受診するよう指導する。
- ・施設内での受診または、近医を受診後は、(1) **健康状態・感染リスク行動のチェックで「有」がある学生の行動**に従う。

### (3) 家族（学生と同居）に発熱等の症状があった場合

- ・家族（生活を共にする）に、発熱などの感染が疑われる症状があった場合は、学生から家族に近医への受診または受診・相談センターへの連絡を勧める。
- ・実習への参加は可とするが、健康状態の変化に留意する。

### 3) 新型コロナウイルス感染症を発症した学生への対応

- ・医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断あるいは疑いとされた学生については、実習への出席を停止とする。
- ・出席停止は、PCR 検査の陰転化などの退院基準を満たし、保健所等の指示により、他者への感染リスクが消失した時点で解除する。ただし、実習参加の可否については実習施設の感染対策に従って決定する。

### 4) 濃厚接触者と判断された学生への対応

- ・接触から 14 日間自宅待機とし、発熱などの症状がない場合に、保健所等の指示に従って実習への参加を判断する。
- ・PCR 検査が陰性であっても、新型コロナウイルス感染患者との最終接触から 14 日間、健康状態に注意を払い、自宅待機とする。自宅待機中に何らかの症状が出現した場合は、保健所に連絡する。  
＊14 日間自宅待機後、PCR 検査結果が陰性の場合であっても、現時点の実習施設に学生の接触状況等を報告し、施設の感染対策に従って実習参加の可否を決定する。

### 5) 濃厚接触者と判断された者と同居、それに準ずる接触があった学生への対応

- ・濃厚接触者と判断された者の PCR 検査結果が出るまで、同居またはそれに準ずる接触があった学生は自宅待機とする。
- ・濃厚接触者と判断された者の PCR 検査の結果が陰性の場合、実習参加を可とする。
- ・濃厚接触者と判断された者の PCR 検査の結果が陽性の場合、4) **濃厚接触者と判断された学生への対応**に準ずる扱いとする。  
＊濃厚接触者と判断された者の PCR 検査の結果が陽性であっても、保健所等が当該学生を濃厚接触者

と判断しない場合は、現時点の実習施設に学生の接触状況等を報告し、施設の感染対策に従って実習参加の可否を決定する。

#### 6) 実習施設における学生の感染予防対策

- ・スタンダードプリコーションを遵守する。
- ・昼食時以外は、常時マスクを着用する。
- ・実習施設更衣室利用時に人が集中しないように学生自らが留意する。
- ・患者・患児を抱えるなどの接触する援助のときには、原則ディスポーザブルガウンやエプロンを着用する。フェイスシールドについては実習施設の使用状況に応じる。
- ・体温計、パルスオキシメーター、聴診器などは、使用の都度、アルコール綿等で拭く。
- ・パソコンなどの複数の者が触れる機器類を取り扱った場合には、手洗いまた手指消毒を行う。
- ・昼食時は3密にならないように留意し、会話を慎む。
- ・ユニフォームは適宜洗濯し、実習ローテーションにより次の実習施設に移動する際は、ユニフォームの洗濯とナースシューズのアルコール等による清拭を徹底する。

#### 7) 実習施設もしくは大学で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

- ・発症した者との接触の多寡により、原則として実習グループ単位で中止を判断する。
  - (1) 実習施設内での発症
    - ・学生との接触が多いと考えられる受け持ち患者、受け持ち患者同室者、園児・児童・生徒、地域住民に発症した場合は中止。
  - (2) 実習施設での新型コロナウイルス感染症患者受け入れ
    - ・学生が実習する病棟内に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は実習中止。
    - \*感染者が完全に隔離されており、学生との接触がないことが保証される場合は実習継続。
  - (3) 大学内での発症
    - ・実習グループメンバー内で発症した場合は実習中止。
    - ・他学年で発症するなど、実習グループメンバーとの接触の機会がない場合は実習継続。

#### 8) その他の感染予防

- ・ソーシャルディスタンスを保った日常生活に留意する。
- ・これまでにクラスターが発生している施設（ライブハウス、カラオケ、スポーツジム等）への立ち入りは自粛する。
- ・アルバイトについては自粛を要請する。特に実習開始2週間前からはアルバイト禁止とする。
- ・エレベーターなどの密閉環境を避ける。
- ・外出時にはマスクを着用する（2m以内で人と遭遇する機会があるときには必ず着用）。
- ・手指消毒を励行する（公共物に接触した後には必ず手指消毒または手洗い）。
- ・感染が流行している地域への不要不急の移動を自粛する。
- ・厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールして活用することを推奨する。
- ・三重県 LINE 公式アカウント「三重県新型コロナ対策パーソナルサポート」への登録を推奨する（受診・相談センターへのアクセスが簡単になる）。
  - \*「新しい生活様式」の実践例を参照のこと

## 9) 新型コロナウイルス感染症発症による出席停止および自宅待機の取り扱い

- ・新型コロナウイルス感染症の発症による出席停止、濃厚接触者と判断された場合や発熱等の症状出現、濃厚接触者と判断された家族の PCR 検査結果が判明するまでの自宅待機となった場合については、出席と同様の扱いとする。ただし、出席した日数が実習期間の4分の3を満たさない場合や、学習内容が満たされない場合は、後日、学内または遠隔等により実習を行う。
- ・なお、現在定めている追実習期間については柔軟に対応する。

## 2. 実習施設における学生への感染予防対策としてのお願い

- ・常時換気が可能なカンファレンス室の提供
- ・実習施設内で新型コロナウイルス感染症発症した場合、学生との接触状況に応じて、施設内看護職員と同様の取り扱いとすること。
- ・実習施設に行ってから有症状学生が出現した場合、実習施設での対応が可能であれば感染症外来等の受診およびPCR検査の実施をお願いしたい。

## 3. 大学と実習施設両方で特に検討したいこと

- ・実習開始時間（ラッシュ時間を避けるかどうか）
- ・実習終了時刻は15時を目安としたい。
- ・実習期間・実習時間の柔軟な対応（学習内容を担保しつつ、実習時間・期間を検討）
- ・エアロゾルが発生する治療・処置・ケアについて
- ・受け持ち患者の選択について（例年以上に）

## 4. その他

### 1) 実習担当教員の予防対策

- ・実習担当教員についても、学生の感染予防策に準じて、「Covid-19 感染予防用『健康・リスク行動チェック表』（実習開始前）」または、「同表（実習期間中）」を用いて、実習開始2週間前から健康状態および感染リスク行動をチェックする。

### 2) 学内実習について

- ・学内で行う実習についても、本対策を準用する。

以上